

## 群馬県立女子大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第9条の規定に基づき、群馬県立女子大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書・逐次刊行物・視聴覚資料等（以下「図書館資料」という。）を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員・本学名誉教授（以下「教職員」という。）
- (2) 本学学生（大学院生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生を含む。）
- (3) その他附属図書館長（以下「館長」という。）の許可した者

2 県民等への公開について必要な事項は、別に定める。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 授業のある日 9時から19時
- (2) 授業のない日 9時から17時

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 県民の日（10月28日）、又はその振替日
- (4) 開学記念日（5月10日）、又はその振替日
- (5) 年末年始
- (6) その他館長が休館を必要と認めた日

(利用区分)

第5条 図書館の利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 文献複写
- (3) 館外貸出
- (4) 調査相談
- (5) 相互利用

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、閲覧後は閲覧した資料を所定の場所へ戻さなければならない。

(文献複写)

第7条 図書館資料を複写しようとするときは、著作権法を遵守し、係員の指示に従わなければならない。

(館外貸出)

第8条 館外貸出を受けようとする者は、次の手続をしなければならない。

- (1) 学生は「学生証」、教職員は「図書館利用証」を当該図書とともに係員へ提示する。
- (2) 貸出図書は、利用者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

(館外貸出の冊数及び期間)

第9条 館外貸出ができる冊(点)数・期間は、次のとおりとする。ただし、春季・夏季・冬季休業の期間における館外貸出については、館長の定める冊(点)数及び期間とする。

(図書)

利用者	期間	冊数
学生 (大学院生除く)	14日間以内	5冊以内
大学院生	14日間以内	10冊以内
教職員	30日間以内	30冊以内

(視聴覚資料)

利用者	期間	冊数
学生	14日間以内	1点以内
教職員	30日間以内	5点以内

2 ただし、貸出期限内であればその日から1回のみ同期間貸出を延長できる。

(図書の返納)

第10条 図書館資料を借りた者は、貸出期間満了の日までに当該図書を返納しなければならない。ただし館長が必要があると認めた場合は、速やかに貸出期間中の図書を返納し

なければならない。

(未返却図書の督促)

第11条 館長は、返却期限を過ぎても返却しない利用者に対し、次の方法により督促を行うことができる。

- (1) 返却日から9日間後の未返却者には利用禁止警告の掲示又は通知を行う。
- (2) 長期にわたる未返却者に対しては督促状、その他館長が適当と認める方法で督促を行う。

(未返却者への罰則)

第12条 館長は、未返却者に対して次のとおり罰則を科すことができる。

- (1) 返却日から15日間を経過した未返却者に対し、30日間の貸出を停止する。
- (2) 利用禁止警告を年度内に通算3回受けた者に対し、30日間の貸出を停止する。

(貸出禁止図書)

第13条 次の図書は、貸し出すことができない。ただし、館長が特に許可したものについてはこの限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 辞書・年鑑・統計類等の参考図書
- (3) 逐次刊行物（新聞・雑誌・パンフレット類）
- (4) マイクロフィルム・マイクロフィッシュ・レーザーディスク等の視聴覚資料
- (5) その他館長が指定したもの

(相互協力)

第14条 館長は、必要があると認められるときは、他大学・公共図書館等と相互に協力するものとする。

(調査相談)

第15条 図書館は、図書の利用相談及び研究調査の依頼を受けたときは、文献又は書誌等に基づいて回答するものとする。

(視聴覚資料)

第16条 視聴覚資料のうち、貸出禁止資料を利用する者は、視聴覚資料館内利用票（別記様式）に必要事項を記入し、係員に提出して視聴覚室で利用するものとする。

(賠償)

第17条 図書館資料を紛失又は損傷した者はその資料と同等品を賠償しなければならない。

(利用の禁止)

第18条 図書館の運営を妨げる者に対しては、図書の貸出停止又は図書館の利用を禁止す

ることができる。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、館長が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に廃止前の群馬県立女子大学附属図書館利用規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。